

## 労働者派遣法に基づくマージン率の公開

派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられており、下記の通り公開いたします。

### マージン率の計算方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

マージンには、当社の利益以外に法定福利費、その他経費（労務管理費、教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、事務所費、光熱費、車両費等）なども含まれております。

### マージン率

令和8年8月1日作成

対象期間 令和8年8月1日～令和9年3月31日

株式会社MRS 群馬営業所

〒374-0028 群馬県館林市千代田町5番1号 ヤマケン店舗1階

|                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| 派遣労働者の数          | 163人                       |
| 派遣先数             | 16社                        |
| 派遣料金の平均額（8時間あたり） | 15,066円／8時間                |
| 賃金の平均額（8時間あたり）   | 10,933円／8時間                |
| 教育訓練の内容          | 入社員研修、階層別研修、他              |
| その他福利厚生制度        | 慶弔規定、資格取得支援制度、キャリアコンサル制度、他 |
| マージン率            | 27.50%                     |

以 上

## 労働者派遣法に基づくマージン率の公開

派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられており、下記の通り公開いたします。

### マージン率の計算方法

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

マージンには、当社の利益以外に法定福利費、その他経費（労務管理費、教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、事務所費、光熱費、車両費等）なども含まれております。

### マージン率

令和8年8月1日作成

対象期間 令和8年8月1日～令和9年3月31日

株式会社MRS 山形営業所

〒991-0031 山形県寒河江市本町二丁目5番15号 BMスクエア2 3階南貸室

|                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| 派遣労働者の数          | 102人                       |
| 派遣先数             | 11社                        |
| 派遣料金の平均額（8時間あたり） | 14,800円／8時間                |
| 賃金の平均額（8時間あたり）   | 10,253円／8時間                |
| 教育訓練の内容          | 入社員研修、階層別研修、他              |
| その他福利厚生制度        | 慶弔規定、資格取得支援制度、キャリアコンサル制度、他 |
| マージン率            | 30.70%                     |

以 上